

令和 4年12月26日

老齢給付金（年金）受給者または繰下者の変更に係る届出

老齢給付金（年金）を受給している方または老齢給付金（年金）・脱退一時金の繰下げをしている方で、氏名・住所の変更があった場合、支払口座を変更（年金受給者のみ）する場合は、届出用紙をお送りいたしますので、当基金宛にご連絡ください。

<届出に必要な書類>

1. 氏名の変更

- ・変更届出書
- ・氏名変更に関する市長村長の証明または戸籍抄本
- ・年金証書

※老齢給付金（年金）受給者のみ必要です。（紛失した場合は、無くても結構です。）

2. 住所の変更

- ・変更届出書

3. 支払口座の変更（老齢給付金（年金）受給者のみ）

- ・変更届出書

※届出のタイミングにより、定時支払までに変更処理が間に合わない場合は、届出前の口座への支払となりますので、ご注意ください。

【ご連絡先】 TEL：03-3560-7017（受付時間 平日 9：00～17：00）